

学習者用デジタル教科書の使用解禁に向けて！

〈「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」～文部科学省～〉

平成 30 年 12 月 27 日、文部科学省は、各都道府県教育委員会教育長等に対し「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインの策定について」という文書を発出し、本ガイドラインを公開した。

「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」の概要（全日教連要約・抜粋）

〈 ガイドラインの趣旨 〉

- 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年 6 月 1 日公布、平成 31 年 4 月 1 日施行）を受け、各学校・教育委員会や個々の教師が、それぞれ創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の利用しやすさを高めたりする道具の一つとして、学習者用デジタル教科書を活用することを目指す

〈 学習者用デジタル教科書とは 〉

紙の教科書と同一の内容がデジタル化された教材

- 動画や音声、アニメーション等は含まない（これらは、「学習者用デジタル教材」となる）
 - ※ 指導者用デジタル教科書には、動画や音声、アニメーション等も含まれる
- その使用が義務付けられたものではない ⇒ 使用に関する判断は、各学校
 - ※ 学習者用デジタル教科書は、無償給与の対象外
 - ※ 教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる

〈 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方について 〉

- 学習者用デジタル教科書・学習者用デジタル教材の主な学習方法等の例
 - ・ 学習者用コンピュータで使用するにより可能となる学習法
 - ⇒ 拡大表示、書込、保存、音声読上げ、ルビ 等
 - ・ 他の学習者用デジタル教材と一体的に使用するにより可能となる学習法
 - ⇒ 文章や図表等の抜出し、動画・アニメーション再生、ドリル学習 等

〈 学習者用デジタル教科書の使用に当たり留意すべき点について 〉

- 紙の教科書に変えて学習者用デジタル教科書を使用できるのは、各学年における各教科等の授業時数の 2 分の 1 未満であること
- 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業においては、児童生徒一人一人が、それぞれ学習者用デジタル教科書を使用すること（児童生徒に一人一台の学習用コンピュータを用意）
- 「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック（平成 26 年：文部科学省）」を参考に、これに加えて、姿勢に関する指導を適切に行うこと（目と学習者用コンピュータの画面との距離 30 cm 以上）
- 心身への影響が生じないよう、児童生徒の状況を確認するように努めること（必要に応じて、眼精疲労の有無やその程度等、心身の状況についてアンケート調査を行うことも考えられる） 等

※ 本ガイドライン等の詳細につきましては、右のQRコードや下のURLから閲覧できます。是非御覧ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/139/houkoku/1412207.htm



本ガイドラインは、Society5.0の実現に向け、EdTechやスタディ・ログ等のビックデータの活用推進等、教育の情報化が推進される流れの中、学習者用デジタル教科書が効果的に活用されるように、現時点における事例や知見等に基づいて、その活用方法や留意点をまとめたものである。学習者用デジタル教科書活用には、学校教育環境の整備が必要である。しかし、公立学校におけるICT環境整備について、2018～2022年度に単年度1,805億円の地方財政措置がなされているにもかかわらず、都道府県により、整備状況には大きな差がみられる（「平成29年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果（概要）【速報値】平成30年8月：文部科学省」参照）。また、学習者用デジタル教科書は、教科書無償給与対象外ということで、限られた配当予算の中で、学校が必要なライセンス数を購入することは非常に厳しいと考える。

全日教連は、今年度行った中央要請行動において、義務教育に係る費用の全額国庫負担や、地方財政措置された教育予算を教育のために執行するよう都道府県を指導すること等を求めてきた。来年度も、未来を担う子供たちのために必要な予算が確実に確保されるように、単位団体と連携して関係省庁等への要望活動を展開していく。